



# 山形県公報

令和8年2月10日（火）  
第678号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…61
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）…同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（ 同 ）…62
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………（ 同 ）…63
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁建設総務課）…64
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…65

## 告 示

### 山形県告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和8年2月18日山形市に招集する。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第84号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する区域

酒田市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

#### 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

### 山形県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
米 沢 ク ロ ー バ ー 歯 科 ク リ ニ ッ ク	米 沢 市 春 日 五 丁 目 2 番 30-8 号	令 和 7. 12. 1
金 子 医 院	東 置 賜 郡 高 畠 町 大 字 高 畠 1135 番 地 2	令 和 8. 1. 1

**山形県告示第86号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
ひばり訪問看護ステーション酒田  
酒田市亀ヶ崎五丁目7番10号
- 変更の内容

指 定 医 療 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
酒田市松原南2番地の20 サンパーセル102	酒田市亀ヶ崎五丁目7番10号	令 和 7. 11. 1

**山形県告示第87号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
く ぼ た 診 療 所	米 沢 市 窪 田 町 窪 田 1306 番 地 1	令 和 7. 2. 28
ふ れ あ い 調 剤 薬 局 さ が え 店	寒 河 江 市 本 町 三 丁 目 11 番 11 号	同 10. 1
丹 野 歯 科 医 院	西 村 山 郡 河 北 町 溝 延 326 番 地 4	同 10. 28
石 山 歯 科	寒 河 江 市 丸 内 一 丁 目 3 番 14 号	同 12. 1

**山形県告示第88号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	休 止 年 月 日
中 鉢 医 院	鶴岡市双葉町6番13号	令和 7. 11. 7

**山形県告示第89号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

アスカケア ケアプランセンター新庄  
新庄市大町16番6号

- (2) 変更の内容

指 定 介 護 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
あさひ介護支援センター新庄	アスカケア ケアプランセンター新庄	令和 7. 11. 22

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

アスカケア訪問入浴 新庄  
新庄市大町16番6号

- (1) 変更の内容

指 定 介 護 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
アサヒサンクリーン在宅介護センター新庄	アスカケア訪問入浴 新庄	令和 7. 11. 22

**山形県告示第90号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ヨシコ歯科	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市山居町一丁目3番地の31	令和 5.12.28
くぼた診療所	訪 問 看 護 介護予防訪問看護	米沢市窪田町窪田1306番地1	令和 7. 3.31
桜クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	最上郡金山町大字金山328番地1	同 8.31
サフラン薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市塩井町塩野1767番地の4	同
小国町介護老人保健施設温身の郷	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅介護支援	西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1番地	同 9.30
花の里指定居宅介護支援事業所	居 宅 介 護 支 援	米沢市大字笹野170番地	同
花の里指定訪問介護事業所	訪 問 介 護	米沢市大字笹野170番地	同
花の里指定通所介護事業所	通 所 介 護	米沢市大字笹野170番地	同
花の里指定短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	米沢市大字笹野170番地	同
花の里指定介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	米沢市大字笹野170番地	同
下島薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市通町四丁目7番30号	同 10.31

山形県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 山形市本町一丁目127番14から  
同 82番13まで
- 3 供用開始の期日 令和8年2月10日

**山形県告示第92号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき三川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 三川都市計画下水道
  - (2) 名 称 三川町公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

令和8年2月10日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年2月10日発行 発行人 山形県